

# 国際的な企業立地と課税

野村 容 康

## 一、はじめに

現代の経済グローバル化は、各国に深刻な財政上の圧力を加えた。特に高率の資本課税は、自国への企業の立地に悪影響を及ぼすことが懸念され、各国では、経済成長を優先する立場から、法人税率を断続的に引き下げていく「租税競争」が展開されてきたといわれている。

しかし、資本課税の軽減は、それ自体税収の減少や移動しにくい労働や消費への重課を招き、一

国の所得再分配機能を弱める可能性が指摘される。実際、こうした観点から一九九〇年代以降、OECDを中心に多国間の政策協調を通じて「有害な租税競争」を阻止する取り組みが推進されてきた。その後、国際協調の枠組みが漸く実を結んだのが、最近のBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトである。

二〇一二年に始動した同プロジェクトでは、多国籍企業の租税回避防止を主目的として、国際的な共通税制の構築に向けた協議が進められた。結果、二〇二一年一〇月には、一三六の国・地域の

間で、①一五%の最低法人実効税率の設定、②一部IT企業への新たなデジタル課税の導入、を柱とする最終合意が交わされた。現在、二〇二三年の施行を目指して、各国で国内法が整備されつつある。新たな体制は、デジタル化により昂進した巨大企業の税逃れと、各国における行き過ぎた法人税の引下げに対して、一定の歯止めを掛けることが期待されている。

もつとも、このような税の引下げ競争という現象の有無と、現実に企業が課税に反応して、税率の低い国に移動しているかどうかは、別の問題である。確かに、法人税率の設定をめぐる先進国間で戦略的依存関係が生じている可能性が高いことを示す研究はいくつか存在する<sup>(1)</sup>。しかし、一方で法人税が国際的な立地選択に与える影響やその度合いについては、必ずしも確たるコンセンサスが得られているわけではない。実際、企業の立地と

課税とはどのような関係にあるのだろうか。本稿では、この問題について若干の整理を試みるとともに、この分野でのいくつかの主要な研究結果を紹介したい。

## 二、FDIとしての企業立地

### (1) 企業立地とは

「企業立地」という概念が正確に定義されることは少ないが、関連法には「事業者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設を行うこと」とある<sup>(2)</sup>。したがって、国際的な企業立地についても、それは、企業が海外に生産販売等のための物理的拠点を設置することであると理解できる。

このような内外での企業立地が政策上きわめて重視されるのは、その真偽はさておき、それが新規の雇用や賃金の上昇をもたらすだけでなく、新

たな知識や技術のスピルオーバーを通じて既存企業の生産性をも高め、国内の経済厚生を向上させると考えられているからである。

これに対して、国際的な企業立地に似たような概念にFDI（外国直接投資）がある。FDIとは、「ある国・地域の居住者（直接投資家）が永続的な利益を得る目的で、異なる国・地域の居住者である企業（直接投資企業）に対して行われる国境を越えた投資の一形態」とされている。<sup>(3)</sup>この点から、おおよそ多国籍企業の事業に関連した投資活動であることがわかるが、必ずしも新規の立地だけに付随するわけではない。

OECDの解説によると、FDIは、①グリーンフィールド（GF）投資（更地の状態からの実物投資）、②M&A（企業や事業の合併・買収）、③既存の外国拠点における追加投資、④財務の適正化（負債返済や赤字補填のための資本移転等）、

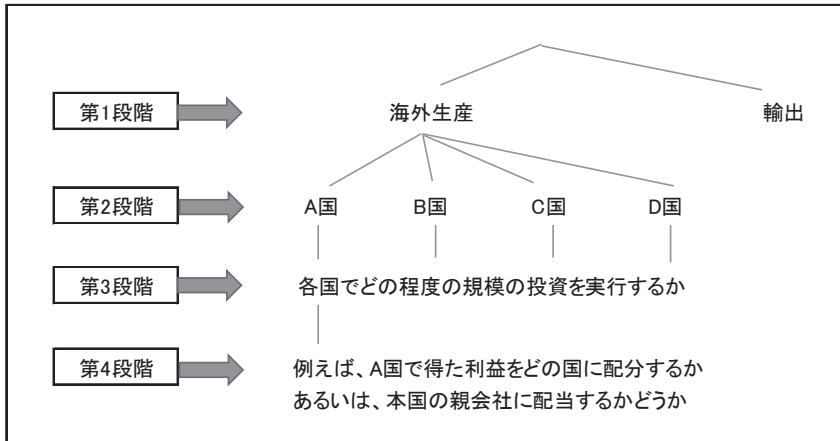
に大別される。<sup>(4)</sup>このうち、①と②は立地を伴うが、③と④は必ずしもそうでない。特に④は、それ自体実物投資に結び付かないことに留意する必要がある。

## (2) 多国籍企業の意思決定

課税とFDIとの関係について考察するには、より具体的に多国籍企業が直面する、どの段階の選択を問題とするのか見定める必要がある。まず外国への進出を検討する企業にとっては、図表1のように、輸出かそれとも生産拠点の海外移転かの選択がある。次に海外に移転するとしても、どの国に立地するかが問題となる。さらに、立地を決めても、そこで実行する投資の規模が問われる。

最後に、多国籍企業には、外国子会社が得た利益をどの国の所得として実現するか、裁量の余地

図表 1 多国籍企業の意思決定



〔出所〕 Devereux & Maffini (2006) に基づき作成。

がある。実際、BEPSPプロジェクトの契機となつたように、これを規制する各国の国際課税制度の下でも、多くの場合、関連会社間での移転価格の操作や貸付けなどを通じて一定の利益移転が可能となっている。

以上、FDIに関連する様々な選択局面のうちで、本稿が問題としているのは、とりわけ図表の第2段階での意思決定である。

### (3) FDIの基本的形態

多国籍企業の立地選択を考えるにあたっては、どのような目的で外国子会社を設立するかという視点から、水平的FDIと垂直的FDIという分類が役立つ。

水平的FDIとは、現地での需要を見込んで、親会社と同一の生産販売の工程を切り離して、そのまま外国の子会社に移し替えるというものであ

る。現地での売上を目的とする点で、水平的FDIは輸出の代替に位置づけられるが、現地までの貿易コスト（輸送費用や貿易障壁など）が一定程度大きい場合には、FDIが合理的な選択となる。

これに対し、垂直的FDIは、各国間の生産要素費用の違いを利用して、親会社が生産販売工程の一部だけを子会社に移すものである。例えば、労働コストを節約するために、部品などの中間財は本国から現地子会社に輸出し、そこで現地の労働者を雇って生産を行うケースがある。このとき、完成品は、消費財でもそのまま現地で販売される必要はなく、利益最大化を目指して第三国（あるいは本国）への輸出も含めて、販売先が決定されることになる。<sup>5)</sup>

### 三、企業立地の決定要因と課税

では、国際的な企業立地は、そもそもどのような要因で決まるのだろうか。<sup>6)</sup> また、その中で課税要因はどのような役割を果たすと考えられるか。

#### (1) Oリーアプローチ

この点を説明する代表的なモデルとして、まずジョン・ダニングが提唱したOリーアプローチがある(Dunning (1979))。これは、企業が外国での事業に進出するかどうかは、「所有 (ownership)」、「立地 (location)」、「内部化 (internalization)」の三つの優位性を踏まえて決定されるというものである。前述のとおり、新たに外国市場に参入する場合は、FDIと輸出の選択があるが、加えて生産技術のライセンスを他社に供与し

て、現地生産を委ねる方法もある。

そこで、FDIを実行する企業は、第一に、他社がまねできない事業資産を所有しているという点で競争上優位でなければならぬ。企業固有の事業資産には、ブランド、特許、組織上の技能などの知的財産・無形資産があてはまる。もしこの面での優位性がなければ、競合する他社が現地と同様な製品を供給できるからである。

第二に、特定の国に投資する企業は、輸出よりも現地生産を有利にする立地上的優位性を得ている必要がある。この面での優位性を高める要素としては、①貿易コストの回避、②原材料や労働力等の費用節約、③物理的拠点の確保による需要の創出（ブランド力の強化）、④現地政府の魅力的な政策などがある。

第三に、立地の優位性を得ていたとしても、FDIがライセンス供与に優先されるためには、内

部化の優位性が存在することが条件となる。それには、供与先の探索費用、契約に伴う事務負担、取引相手の契約履行に関する不確実性などが関連し、これら取引費用全般を回避できるという利点が十分に大きい場合にFDIが選択されることになる。

こうした枠組みの下で、課税要因は、三つの優位性すべてに関連しうが、現地政府の政策として特に立地の優位性に少なからぬ影響を与える。実際、低率の法人税に限らず、研究開発（R&D）優遇税制や一定期間だけ課税を免除するタックスホリデーなども、企業誘致のために設けられることは珍しくない。

## (2) 新古典派モデル

FDIに与える課税の効果は、デール・ジョルゲンソンが創始した新古典派の投資モデルを使っ

て説明されることも多い (Jorgenson (1967))。

このモデルは、もともと封鎖経済を想定し、法人税のような投資収益にかかる税負担を明示的にコスト要因として捉えたうえで、投資行動に与える歪曲効果を分析するものであるが、モデルを開放経済に拡張することで、やはり課税後の投資収益率に基づき、各国間で資本移動が生じるメカニズムを提示した。

完全なグローバル資本市場の下、投資の限界収益が通減し、資本の移動費用がかからず、均等な小国で構成される最も単純な世界では、どの国で投資が行われても課税後の資本収益率（実質収益率）が等しくなる。仮にある国で資本課税が引き上げられれば、課税後収益率の低下を嫌って資本は国外に流出する。資本の流出は、課税前収益率が上昇し、課税後収益率が世界市場で均衡する実質収益率に等しくなるまで続く。したがって、こ

こで法人税負担とFDIとの関連性についていえば、基本的に両者にはマイナスで、かつ比例的な関係が成立する。そこで、具体的にある国における法人税率1%の引上げが同国へのFDIを何%減少させるかを表す「税率弾力性」によって、課税の効果を測るのが標準となっている。

新古典派モデルの枠組みで、この弾力性を推定する際に推奨されるのが、限界実効税率 (EMTR) と平均実効税率 (EATR) の指標である。これらは、一定の投資プロジェクトと資金調達方法を仮定したうえで、課税ベースに関する基本的な規定と法定税率に基づき、「税の楔」がどれだけ課税前の収益率を低下させるかを示した事前的な概念である。<sup>(7)</sup>

EMTRが正常利潤（投資にかかったすべての費用を回収するのにちょうど必要な収益）に課されるのに対して、EATRは投資収益全体に課さ

れるという違いがある。理論上、正常利潤への課税は投資誘因を阻害するので、EMTRは、特定の立地を前提としてそこでの投資規模に影響を与えるが（図表1の第3段階）、EATRは超過利潤（レント）にも課税が及ぶために、企業の立地選択（第2段階）において重要となる。さらに、最終的な利益移転（第4段階）は、投資終了後の問題なので、法定税率が影響を及ぼすとみられている。

しかし、これら投資先での課税の効果は、本国で外国所得が税制上どのように扱われるかにも影響を受ける可能性がある。この点を規定する国際課税の枠組みとしては、①国外所得免除方式、②外国税額控除方式、のいずれかが基本となつている。前者では、外国源泉所得は、現地での課税に服するのみで、本国に支払われた配当は親会社の段階で非課税となる。そのため、子会社利益にか

かる税負担は、基本的に現地での税制要因によつてのみ決まる。

他方、外国税額控除方式では、全世界所得への課税が目指されるため、現地での課税分（通常、非居住者への配当源泉税も含む）は、二重課税を排除するよう本国で法人税を計算する際に税額控除の対象となる。しかし、通常、同方式の採用国では、外国税額が本国での税額から控除しきれない場合は、その超過分の還付が認められないので、そうした控除制限は、本国よりも高税率の国への立地を妨げる要因となるかもしれない。さらに、一定の場合を除き、本国での課税は、外国所得が親会社に払い戻されるまで行われないため、子会社が配当支払いを延期する限り税額控除は適用されない。これらの点を鑑みれば、外国税額控除方式の下でさえも、なお低税率国に立地しようとする誘因は排除できないといえよう。



(3) C Pモデル

新たな経済地理学の領域で、企業の立地決定に強い影響を与えると想定されているのが産業集積の効果である。それは、一連の企業群がある特定の地域に集中することで生じる正の外部性を意味しており、一定の条件下で企業の収益率を押し上げる効果をもつ。ポール・クルーグマンは、こうした集積効果の存在を重視して、国際間の資本移動を説明するC P (core periphery: コア・周辺)モデルを発展させた (Krugman (1991))。

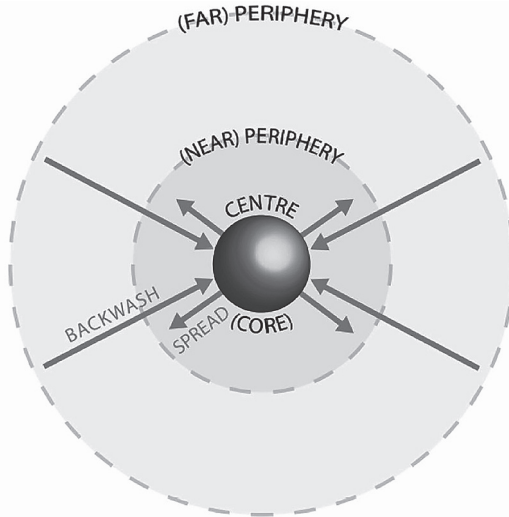
企業の集積は、市場規模の大きな国で生じやすい。生産に規模の経済(収穫通増)が働き、貿易コストが無視できない場合、市場規模の大きな国・地域は、国内に販路を確保しながらも生産の拡大によって製品単価を低くできる。これにより収穫通増企業の立地が促され、この地域(コア)での投資は新規の雇用を生み出す。雇用の拡大

は、労働者の所得を創出し、そのことがコアで供給される中間財と消費財への需要を増大させ、さらなる企業集積と投資を誘う。

経済活動の集中は、特定技能を有する労働者の市場の厚みを大きくすることで、労働者と企業の双方に有利となる。さらに労働者間での知識の波及(同僚や同業者間での情報交換など)は、労働生産性と賃金の上昇をもたらし、生活拠点としての魅力からますます人々はコアに引き付けられる。

しかし、モデルでは、コアへの求心力に反して、同時にコアから周辺の国・地域に経済主体を分散させる力(遠心力)も作用する(図表2)。これは、人口過密に伴う地価の上昇や渋滞などによる混雑費用の増大が負の外部性を生じさせるとともに、一部の企業にとっては、コアでの激化する競争を嫌って、むしろ周辺領域に固有な需要と

図表2 CPモデルのイメージ



〔出所〕 Meeteren (2021) (ResearchGate 掲載) から抜粋。

生産要素を求めて移転する方が合理的となるからである。そのため、コアへの集中は無限に続くわけではなく、その求心力をコアから周辺への遠心力が勝れば、逆に周辺の国・地域へと経済活動が拡散する動きが強まることになる。

では、このようなCPモデルは、一国の資本課税政策にどのような含意をもつか。まず、一定の市場規模のある国で法人税を引き上げたとしても、そのことが必ずしも企業立地に不利にならないことである。産業集積が進んだ国では、そこでの投資が生み出す追加的な利益（レント）が、税のコストを十分に上回る限り、立地は阻害されない。だが、税率がさらに引き上げられて、その税負担が追加的なレントでカバーできないほど増大した場合には、一転して課税は、投資を阻害し、遠心力の一要因としてコアにある企業を周辺に追いやることになる。

したがって、ここで導かれる課税とFDIとの関係性は、必ずしも新古典派モデルが想定するような直線的なものではなく、両者はある程度の粘性をもつとともに、税負担が一定水準を超えた局面で漸くマイナスの反応が生じる、といったような不比例的な関係にあるものと理解できる。

#### 四、企業立地に及ぼす課税の効果

課税が企業立地にどのような影響を与えるかについては、とりわけ各国で資本の自由化が進んだ一九八〇年代以降、数多くの研究が積み重ねられてきた。だが、その大半は、データ上の制約からか、IMF等の国際収支統計に記述されるFDIのフロー額（ないしはストック額）を使って、それに対する課税の効果を分析するものであった。

マクロベースのFDI統計については、先にみ

た通りFDIが複数の異なる要素で構成され、特に実物投資と金融フローが区別されず、一体的に集計されていることや、多国籍企業による様々な局面での意思決定が集約されてしまっている点で、個々の企業の立地選択への効果をみる場合には適当でない。実証分析において企業レベルでの個票データが求められる理由がここにある。

##### (1) 産業集積の効果

この分野での先駆的な研究としては、Devereux & Griffith (1998) が一九八〇～一九九四年までのS & Pによる個票データを使って、米国内籍企業による欧州三国（英国、ドイツ、フランス）への立地の決定要因について検証した。その際、種類の異なる税率尺度（EATR、EMTR、法定税率など）を用いて法人税の効果が比較された。それによると、EATRのみが有意でマ

イナスの反応を示す一方、EMTRと法定税率ではそのような効果は確認されなかった。

同研究の貢献の一つに、ホスト国における産業集積の度合いを明示的に考慮したことがある。すなわち、①国内最終需要の三カ国の総需要に占める比率、②国内製造業による生産額の同比率、③国内産業におけるR&D支出の同比率、がそれぞれ企業集積の異なる側面を表すものとして、説明変数に加えられた。分析の結果、いずれの集積尺度もプラスで有意であったことは、企業立地に対する集積効果の重要性を裏付けるものであったが、同時に、こうした集積効果を考慮しても、課税要因は依然、立地に有意なマイナスの影響を与えていることが示された。<sup>8)</sup>

## (2) 法定税率の効果

Buettner & Ruf (2007) は、ドイツ連邦銀行の

一九九六年～二〇〇一年の企業パネルデータを使用して、ドイツの非金融多国籍企業による先進一五カ国における立地選択について、Devereux & Griffith (1998) と同様な検証を行った。しかし、税率の効果としては、やはりEMTRは有意でなかったが、注目すべきは、上記研究とは異なり、EMTRに比べて法定税率の方が高い予測力を示したことである。

その理由について、筆者らは、EMTRが想定する一定の収益率を現実に達成できるか、あるいは各国の税法で規定されている控除を実際に適用できるかは、将来にわたって不確定であることや、そもそも多国籍企業の立地が利益移転の機会を得る狙いから選択されている可能性を指摘している。

また、同研究では、EU統合により高まった域内資本の移動性が税率への感応度を高めるかどうか

か確かめるために、米国、カナダ、日本を除いた EU加盟国のみで分析を行っている。それによると、法定税率の効果はほとんど変わらなかったが、市場規模（GDP）と労働コストの効果がより強まったことが報告されている。

### (3) 国際課税制度の考慮

以上は、特定の国からの企業の対外進出を対象としたため、本国が採用する国際課税制度の違いは考慮されなかった。しかし、先述のとおり本国が外国税額控除方式を採用する場合には、追加的な税を課せられる可能性があり、そのことが企業の立地選択に影響を与えるかもしれない。

Barrios et al. (2012) は、この問題について Bureau van Dijk が提供する個票データ（一九九九～二〇〇三年に欧州三三カ国に所在した企業）を用いて、ホスト国の課税だけでなく、現地からの

配当支払い時に課される源泉税や、本国で課される追加的な法人税が及ぼす効果を検証した。結果は、ホスト国での課税だけを考慮した場合よりも、配当源泉税と本国での追加課税を加味した課税の場合の方が、立地に与える限界効果は約二〇%高くなった。

さらに全体としての課税の効果を分解すると、源泉税は有意ではないが、本国での追加課税は、ホスト国の課税と同程度に有意なマイナスの影響を与えていた。ホスト国の税率が本国よりも高く、外国税額控除の不足が生じるケースでは、ホスト国への立地が阻害されている可能性は高いとみられる。

こうした結果、筆者らは、一部の国が外国税額控除方式を採用する現状では、親会社がこの国に所在しているかが子会社の立地に影響を与えるとして、そのような関連会社間の所有構造に及ぼ

す税の歪みを軽減するためには、外国税額控除方式から国外所得免除方式への転換が求められると<sup>9)</sup>している。

#### (4) 企業の異質性

では、企業の様々な異質性は、課税の効果にどのような違いをもたらすのだろうか。

Overesch & Wamser (2009) は、ドイツ多国籍企業による子会社の立地選択に与える税の効果が、①事業活動の種類、②FDIの動機、③国際化の程度、によって異なることを明らかにしている。具体的には、一九八九～二〇〇五年にかけての欧州三〇カ国における子会社数が税の影響を受けているか検証された。

分析の結果、全体として他の税率尺度よりも法定税率の影響が強く表れたが、製造業よりも非製造業の方がいくらか強い反応を示し、中でも金融

サービス業とR&D事業が最も税率に敏感であった。この点は、これら事業が多国籍企業内のタックス・プランニングに利用されている実態を示唆する。

次に、投資の動機を水平的FDIと垂直的FDIに分けると、全サンプルでどちらも税率の効果は有意であったが、後者が前者よりも僅かに高かった。しかし、製造業のみに限ると、垂直的FDIの反応は水平的FDIを大きく上回ることが確認された。これは、後者が現地での売上を狙いとする一方で、前者が生産費用の節約を意図したものであるため、前者において、税負担がコスト要因としてより強く意識されたためであるとみられる。

三つ目の「国際化」は、ドイツ企業が外国に複数の子会社を所有しているかどうかで判断された。国外に一つしか子会社がない場合は、利益移

転を通じた租税回避の余地は小さいので、現地での税率に敏感とならざるを得ない。だが、国外に多数の子会社があれば、それだけ各国の税率の違いを利用した節税の可能性が高まるため、ホスト国の税率との関係性は弱くなると考えられる。結果は、筆者らの想定通り、子会社が一つのケースでの効果が複数の子会社をもつケースよりも強く表れた。

#### (5) 財政的外部性

上記分析で強い反応を示した金融サービス業には、銀行が含まれていなかった。そこで、Mertz et al. (2017) は、110000~110112年におけるドイツの銀行部門子会社の立地（八三カ国）に与える税の効果について、金融規制の要因を含めて検証を行った。結果は、立地を左右すると想定された様々な要因（市場規模、ホスト国との距離、

共通の言語等）の中でも、法定税率は自己資本比率規制に次いで高いマイナスの反応を示した。

しかし、この研究でより独創的なのは、立地選択に対する税率の効果について、通常の弾力性（自己弾力性・ホスト国の税率が当該国への立地に与える効果）に加えて、国家間の交差弾力性（ホスト国の税率が別の国への立地に与える効果）を測定することで、ある投資先国の政策が三国への立地に及ぼす影響を定量的に示したことである。

分析を通じて、①ホスト国によって税率への反応はかなり異なること（例えば、自己弾力性は米国の〇・〇九に対し、シンガポールは一・八三）、②あるホスト国での税率引下げが別の国の立地確率をほぼ引き下げる中で、その反応の大きさも国と国のペアによって異なることがわかった。例えば、アイルランドの税率引下げによって、英国は

ベルギーに比べて三倍超も立地確率が低下すると推定された。

ある地域での政策決定が経済主体の地域間移動を誘発することで、別の地域に影響を及ぼすことを「財政的外部性」というが、筆者らは、こうした外部性を防ぐ観点から多国間での政策協調の必要性を強調している。

#### (6) グリーンフィールド投資とM&A

先に見た通り、企業立地を伴う投資形態としては、主にGF投資とM&Aがあるが、両者で課税の効果は異なるのだろうか。Hebous et al. (2011)は、ドイツ政府の企業データを用いて、二〇〇五～二〇〇七年に国内企業が五六カ国に行った新規FDIを、GF投資とM&Aに分けて検証した。それによると、新規のFDIプロジェクト全体に対して法定税率は有意にマイナスの影響を与えた

が、注目すべきは、GF投資がM&Aよりも敏感な反応を示したことである。推定された弾性値から、法定税率一〇%の引上げがその国の投資確率を引き下げる程度は、前者で六・四%であったのに対して、後者は三・六%であった。

なぜM&Aへの税率効果はGF投資を大きく下回ったのか。一つは、たとえ買収先企業の所在国で税率が高かったとしても、その税負担の一部は資本化されることで、買収価格を低下させている可能性が指摘される。もう一つは、GF投資のような新設工場の立地に関する選択の範囲は、M&Aによる買収先企業の潜在的立地と比較してはるかに広いと考えられることである。

いずれにせよ、これらの結果は、FDIの構成によって課税が企業立地やFDIに与える効果が違ってくることや、そのため、ある国における法人税の変更は、その国のFDIの構成に一定の影響



響を与えている可能性を示唆している。

## 五、おわりに

翻つて、日本企業に眼を転じたとき、その国際的な立地が課税によりどの程度影響を受けているかが気になるところであるが、この点に関する研究は、管見の限りほとんど存在しない。それは、やはりデータ上の制約が大きいと考えられるが、これまで国内の研究の多くがマクロ統計のFDIデータに依拠した分析を行ってきたという背景がある。そうした中で、経済産業省の個票データを使つてこの問題に接近した貴重な研究として、長谷川・清田（二〇一七）がある。

彼らは、日本における二〇〇九年度の国際課税制度の変更（外国税額控除方式から国外所得免除方式に移行）が日本の海外現地法人にどのような

影響を与えたかという問題意識から、幅広く課税の効果を検証しているが、現地での法人税率（および配当源泉税率）と現地法人数との関係についても分析を加えている。それによると、法人税率は現地法人数に有意なマイナスの影響を与えているが、その効果は税制変更前の外国税額控除方式の下でも認められたとしている。<sup>100</sup>

しかし、それでもこうした日本企業の海外展開に与える税の効果は、未だ十分に解明されているとはいえない。例えば、企業の異質性（業種、業態、規模、事業機能）やFDIの動機、あるいはGF投資とM&Aといった投資形態などによつて、税への反応はどのように異なるのか。アジアへの投資と欧州や米国への投資では、課税の重みに違いがあるのだろうか。欧米の多国籍企業に比べると、日本企業は海外進出を図るにあつてタックス・プランニングの視点が薄いと指摘され

ることがあるが、本当にそうなのか。<sup>(11)</sup>

こういった点からも、日本企業を対象にして、その海外での事業展開に内外の税制がどのような影響を与えているのか、今後ともデータ面での制約を乗り越えて、その実態を明らかにしていく意義は少なくないように思われる。

〔注記〕 本稿はJSPS科研費(基盤研究(C)・課題番号21K0154)による研究成果の一部である。

(注)

- (1) 例えば、Genschel & Schwarz (2011) を参照。
- (2) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(二〇〇七年公布、二〇一七年廃止)」から抜粋。ただし、同法は、既存の工場又は事業場の用途を変更することも企業立地に含めている。
- (3) ここでいう「永続的な利益」とは、投資先企業の一〇%以上の議決権の取得によって顕現される一方、「直接投資企業」とは、五〇%超の議決権を有する法人(子会社)などが該当する。OECD (2008), pp.48-49を参照。

(4) OECD (2008), pp.86-87.

(5) とはいえ、現実のFDIの様態は複雑であり、明確にこれら二つの形態に分類するのは容易でない。特に近年は、貿易コストが低下したことで、二種類のFDIと輸出とを巧みに組み合わせた「ネットワーク型」と呼ばれるFDIが出現しているといわれる。清田(二〇一五)、二四頁を参照。

(6) この点での理論的枠組みの整理は、OECD (2007) に基づく。

(7) E M T R や E A T R は、将来の実物投資にあたっての有益な集約的情報を提供する一方で、「事後的」な実効税率には含まれる、現実の投資収益に関係する多くの課税要因(損失相殺の扱い、税務行政側の裁量、租税回避スキームの利用など)を無視している点に留意する必要がある。しかし、事後的な実効税率では、実証分析の際に目的変数となるFDIとの内生性(FDIを実行すること自体が現実の税負担をも決定する側面がある)が問題となり、説明変数として適当ではないという見方が強い。

(8) E A T R について係数の絶対値が集積を考慮しない場合に比べて二〇%程度低下した(Devereux & Griffith (1998), p.352)。

(9) 日本では、二〇〇九年度に、一定の条件を満たしたクロ

- スポンダーの配当について、従来の間接外国税額控除に代えて外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことと、国際課税制度の骨格が国外所得免除方式に転換したとされている。法人税の居住地課税原則から源泉地課税原則へのシフトは国際的な潮流とされ、英国では二〇〇九年に、米国でも二〇一八年にそれぞれ転換が図られている (Tax Foundation (米国シンクタンク) のウェブサイトを参照)。
- (10) この点は、Barrios et al. (2012) と整合的である。しかし、税制変更によって還流税率 (現地法人税率と源泉税率) を合わせた親会社への配当支払いにかかる税負担率が低下した国で現地法人数が増えたという結果は得られなかったという (長谷川・清田 (二〇一七)、一〇頁)。
- (11) 日本企業の海外展開を踏まえた国際課税制度の在り方に関する研究会「中間論点整理」二〇一五年一〇月。

(参考文献)

Barrios, S., H. Huizinga, L. Laeven & G. Nicodeme (2012) “International Taxation and Multinational Firm Location Decisions,” *Journal of Public Economics* 96 (11-12), 946-958.

Buettner, T. & M. Ruf (2007) “Tax incentives and the location of FDI: Evidence from a panel of German multinationals,” *International Tax and Public Finance* 14, 151-164.

Devereux, M & R. Griffith (1998) “Taxes and the location: evidence from a panel of US multinationals”, *Journal of Public Economics* 68, 335-367.

Devereux, M. & G. Maffini (2006) “The Impact of Taxation on the Location of Capital, Firms and Profit: A Survey of Empirical Evidence”, paper prepared for the European Tax Policy Forum conference “The Impact of Corporation Taxes across Borders”, April 2006.

Dunning, J.H. (1979) “Explaining Changing Patterns of International Production: In Defence of the Eclectic Theory”, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics* 41, 269-295.

Genschel, P. & P. Schwarz (2011) “Tax competition: a literature review”, *Socio-Economic Review* 9, 339-370.

Hebous, S., M. Ruf & A. Weichenrieder (2011) “The Effects of Taxation on the Location Decision of Multinational Firms: M&A vs. Greenfield Investments”, *National Tax Journal* 64 (3), 817-838.

Jorgenson, D. (1967) “The Theory of Investment Behavior”, in R. Ferber ed. *Determinants of Investment Behavior*, National Bureau of Economic Research, 129-175.

Krugman, P. (1991) *Geography and Trade*, The MIT Press.

Meeteren, M. (2021) “About being in the middle: concep-

- tions, models and theories of centrality in urban studies”, in Rozenblat, C. & Z. Neal, ed. *Handbook of Cities and Networks*, Edward Elgar, 252-271.
- Merz, J., M. Overesch & G. Wamser (2017) “The location of financial sector FDI: Tax and regulation policy”, *Journal of Banking & Finance* 78, 14-26.
- OECD (2007) *Tax Effects on Foreign Direct Investment: Recent Evidence and Policy Analysis*.
- OECD (2008) *Benchmark Definition of Foreign Direct Investment: fourth edition*.
- Overesch, M. & G. Wamser (2009) “Who Cares about Corporate Taxation? Asymmetric Tax Effects on Outbound FDI”, *World Economy* 32(12), 1657-1684.
- 清田耕造 (二〇一五) 『拡大する直接投資と日本企業』、N-T出版。
- 鈴木将覚 (二〇一四) 『グローバル経済下の法人税改革』、京都大学学術出版会。
- 長谷川誠・清田耕造 (二〇一七) 「国外所得免除方式への移行が海外現地法人の企業活動に与えた影響」、RIETI Discussion Paper Series 17-J-038, 1-21.

(のちの ひろやす・獨協大学経済学部教授  
当研究所客員研究員)